

都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令について

1. 改正の概要

都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正し、「川崎駅周辺地域」、「名古屋臨海高速鉄道駅周辺地域」及び「福岡香椎・臨海東地域」の区域を拡大するとともに、「名古屋臨海高速鉄道駅周辺地域」の名称を「名古屋臨海地域」に変更する。

団体名	都市再生緊急整備地域名	面積 (ha)	
		変更前	変更後
川崎市	川崎駅周辺地域	53ha	66ha
名古屋市	名古屋臨海地域※	56ha	145ha
福岡市	福岡香椎・臨海東地域	241ha	335ha

※ 地域の拡大に伴い、「名古屋臨海高速鉄道駅周辺地域」から「名古屋臨海地域」へと名称を変更。

2. 区域を拡大する理由

(1) 川崎駅周辺地域

- ・京急川崎駅周辺地区については、京急川崎駅の機能改善及び駅周辺の老朽化した建物の再編整備等を一体的に行うことを通じて、交通結節点としての機能強化、土地利用の高度化、歩行者空間の創出による回遊性の強化等を図るため、エリアを拡大するものである。
- ・柳町地区については、大規模な工場からの土地利用転換による研究開発機能の集積を通じて、都市機能の強化、就労人口の増加による川崎駅周辺の商業・業務等の活性化を図るため、エリアを拡大するものである。

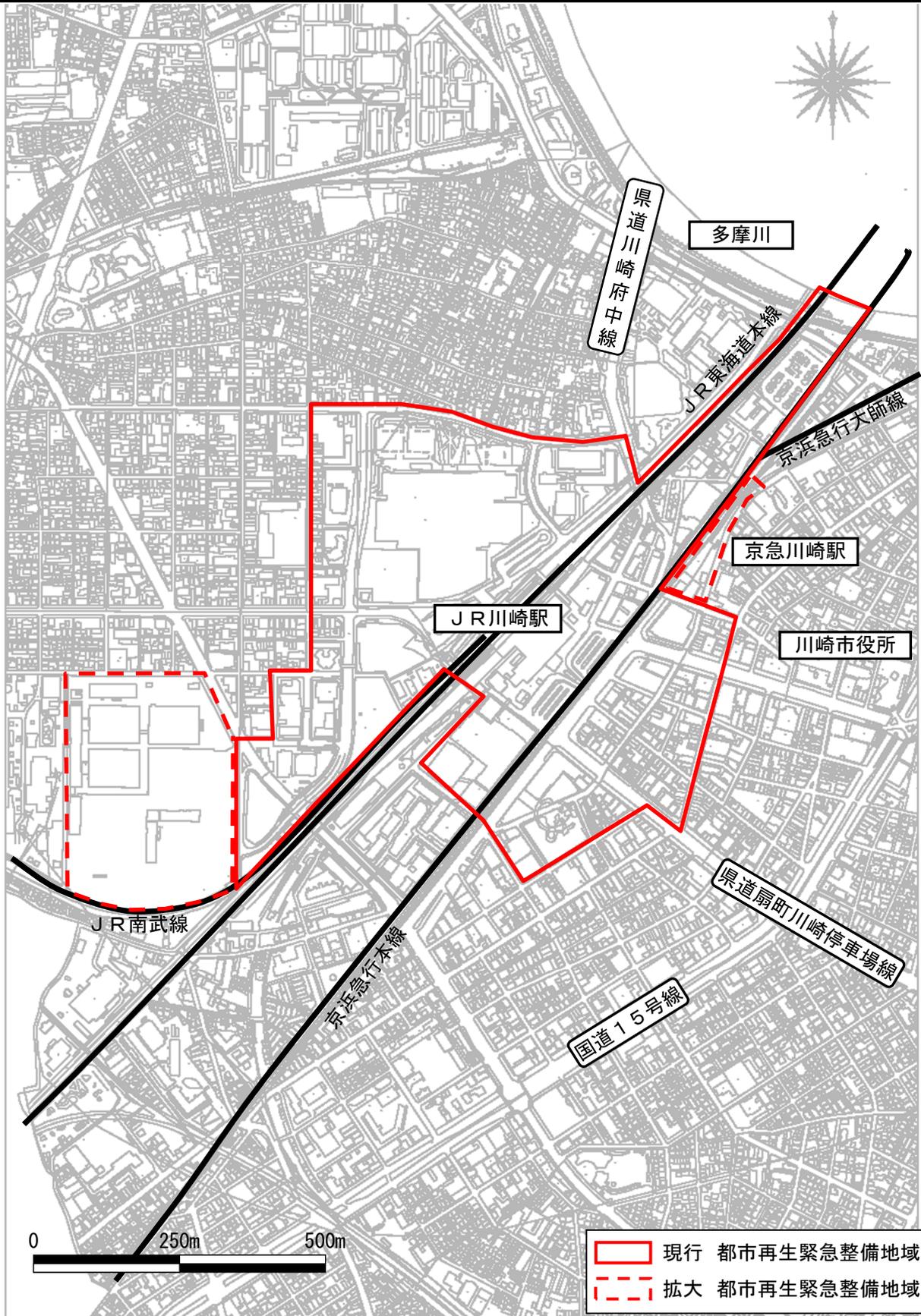
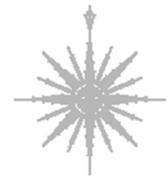
(2) 名古屋臨海地域

- ・港明地区については、大規模未利用地を活用したまちづくりを通じて、運河で結ばれる名古屋臨海鉄道駅周辺と一体となった新たなにぎわいを創出する都市機能の集積や地域間の回遊性の向上等を図るため、エリアを拡大するものである。
- ・金城ふ頭地区については、国際展示場の再整備によるコンベンション機能の強化や商業・アミューズメント施設の整備を通じて、複合的な都市機能が集積する国際交流拠点の形成を図るため、エリアを拡大するものである。

(3) 福岡香椎・臨海東地域

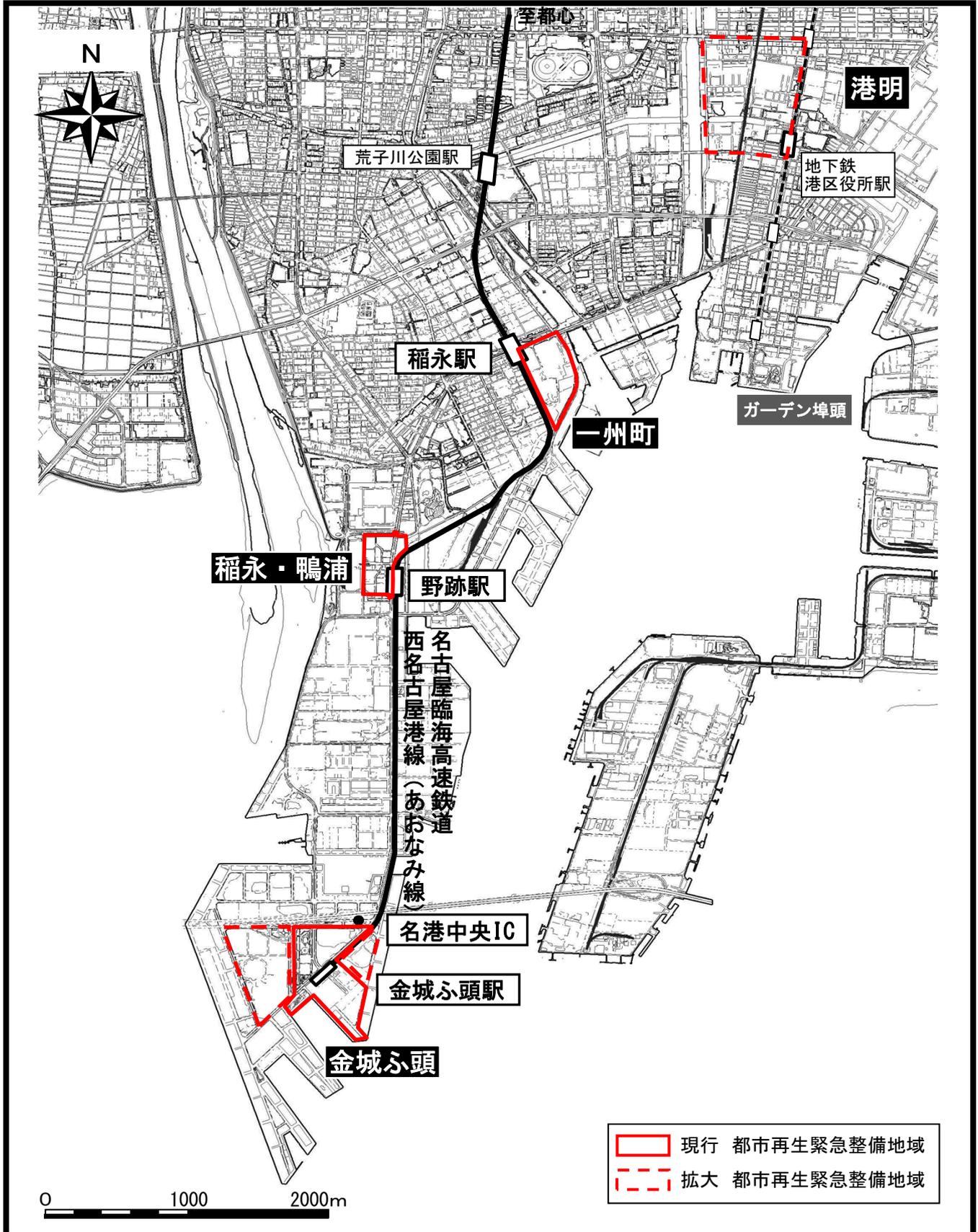
- ・香椎照葉5丁目地区については、道路・公園等の都市インフラの整備、環境に配慮した高質な住環境の整備、健康・医療・福祉関連やコンテンツ関連の分野における人材育成、賑わいの場を形成する商業・交流施設の整備を既に指定されている地域と一体的に行うことを通じて、都市の国際競争力の強化を図るため、エリアを拡大するものである。

川崎駅周辺地域



-  現行 都市再生緊急整備地域
-  拡大 都市再生緊急整備地域

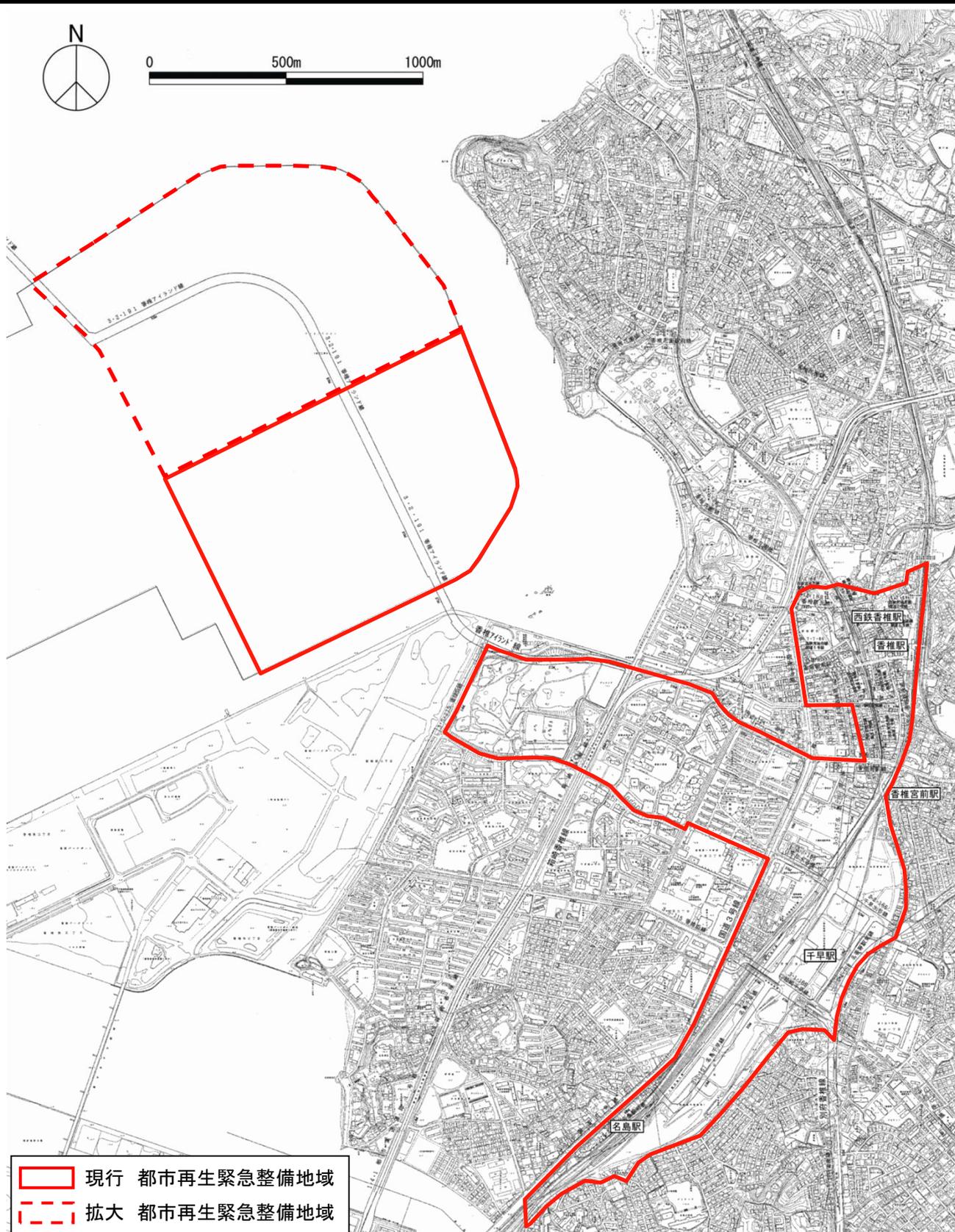
名古屋臨海地域



福岡香椎・臨海東地域



0 500m 1000m



-  現行 都市再生緊急整備地域
-  拡大 都市再生緊急整備地域